

「協働のまちづくり」のパイプ役 30年度区長を お知らせします

4月10日(火)、本年度第1回目の区長連絡会が役場本庁で開催され、34人の区長に委嘱書が交付されました。
会長には森 照信さん(寺馬区長)、副会長には的場 正明さん(壺町河内区長)と青木 良行さん(徳山区長)が選出されました。
今年1年間、地域の舵取り役として、また行政との橋渡し役として、地区のさまざまな活動を取りまとめていただきます。



区名	氏名(敬称略)
坂京	千澤 和也
洗富小幡	中澤恵市郎
藤川	平口 正晃
水川	鈴木 洋司
上長尾	高畑 秀行
高郷	八木 信彦
八中	小坂 昌博
梅高	中村 正男
下長尾	森下 勝徳
瀬平	渡辺 達也
久保尾	小澤 和彦
久野脇	鈴木 壽文
地名	山下 初
下泉	松下 待男
壺町河内	的場 正明
田野口	伊藤 睦
徳山	青木 良行

区名	氏名(敬称略)
接岨	後藤 知久
大間	望月 静馬
奥泉	大森 守
大谷	井林 博
沢間	風間 広康
桑野山	中田 健次
平栗	杉山 壽一
寺馬	森 照信
千頭西	中村 博史
千頭東	中村 行吉
小長井	後藤 勝
上岸	中村 徳治
前山	鈴木 繁雄
田代	羽根田泰一
柳三	大橋 功一
崎平	櫻木 孝至
青部	澤田 忠

平成30年度 狩猟免許試験、予備講習会を実施します

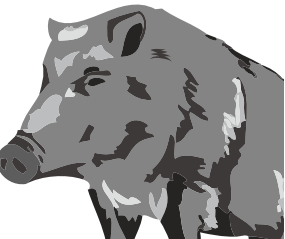
農林課・林業振興室 ☎(56)2226

【狩猟免許試験】

- ①試験 日 平成30年8月26日(日)
午前9時～
- ②会 場 静岡総合庁舎
静岡市駿河区有明町2-20
- ③免許の種類 網猟、わな猟、銃猟
- ④試験内容 知識試験・適性試験・技能試験
- ⑤試験費用 5,200円
(すでに他の狩猟免許所持者の場合3,900円)
- ⑥申請期間 平成30年6月25日(月)から
平成30年7月27日(金)まで
- ⑦申込、問合せ先
志太榛原農林事務所 森林整備課
電話 054(644)9243
住所 藤枝市瀬戸新谷362-1
(藤枝総合庁舎4階)

【狩猟免許試験予備講習会】

- 静岡県猟友会では、狩猟者の育成を図るため、静岡県が実施する狩猟免許試験に先立ち、下記のとおり予備講習会を実施しています。
- 予備講習会を受けなくても、狩猟免許試験は受けることができます(参加は任意です)。
- ①日 時 平成30年7月14日(土)
午前9時50分～午後4時
 - ②会 場 静岡労働会館
静岡市葵区黒金町5-1
 - ③講習内容 法令講義、鳥獣の知識と判別、実技等
 - ④講習費用 9,000円
(テキスト、弁当代含む)
猟友会員は7,000円)
 - ⑤申請期間 平成30年6月4日(月)から
平成30年6月29日(金)まで
先着300名
 - ⑥申込、問合せ先
役場農林課 ☎(56)2226



※試験費用については町の助成制度がありますので、詳しくは農林課へお問い合わせください。(農林課 ☎(56)2226)

傍聴者募集!!

知事広聴『平太さんと語ろう』

知事が、地域の持つ「場の力」について、皆さんとともに考える知事広聴「平太さんと語ろう」を開催します。

当日は、地域の実情や課題、新たな取組などについて意見交換します。あなたも傍聴してみませんか?



◆日時 平成30年7月13日(金)

午後1時30分から午後3時30分まで (開場午後1時)

◆会場

島田市川根文化センター チャリム21 ホール
島田市川根町家山1173-1

◆内容

川根本町、島田市において、様々な分野で活躍されている6人の皆さんと川勝平太静岡県知事が意見交換します。
時間が許す限り、傍聴される皆さんからご意見をいただく予定です。

◆傍聴の申し込みについて

会場準備の都合上、事前にお申し込みください(定員150人、先着順)。

・7月6日(金)までに、電話、FAX、E-mailのいずれかの方法で「静岡県広聴広報課県民のこえ班」あてに「お名前、住所(市町名)、電話番号」をお知らせください。
・なお、席に余裕がある場合には、当日でもご参加いただけます。

【申込・問合せ】

住所 〒420-18601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054(221)2235 FAX 054(254)4032
E-mail kenninokoe@pref.shizuoka.lg.jp

平成30年工業統計調査を実施します

情報政策課 ☎(56)2232

○平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のため基礎資料として活用されます。

○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

